

よくある質問

【証明・証票・会員章(バッジ)】

Q1 行政書士登録をします。証明書の発行手続きはどのようにすればよいですか？

回答：提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 会員たることの証明願い 1通
- 2 手数料200円
- 3 返信用切手84円

[より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。](#)

Q2 税理士証票を亡失した場合の手続きはどのようにすればよいですか？

回答：提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 税理士証票亡失届書 1通
- 2 税理士証票再交付申請書 1通
- 3 始末書
- 4 再交付手数料6,000円

※事務所変更登録申請時の亡失届の場合の再交付手数料は3,500円です。

[より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。](#)

Q3 会員章(バッジ)を亡失した場合の手続きはどのようにすればよいですか？

回答：提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 会員章亡失届出書（支部長印が必要です。） 1通
- 2 再交付手数料4,000円

[より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。](#)

Q4 証票の定期交換の通知が来ました。どのように手続きすればよいですか？

回答：提出いただく申請書類は次のとおりです。

- 1 税理士証票定期交換申請書
- 2 お手持ちの税理士証票のコピー 1通
- 3 新しい証票に使用する写真 1枚
- 4 証票交換手数料2,500円

※来会又は現金書留にてご送付ください。

※新しい税理士証票が出来ましたら、事務局より連絡いたします。本会に来会し、お手持ちの証票を新証票に交換するか、郵送を希望される会員は、お手持ちの証票と切手624円を本会事務局にお送りください。

Q5 証票に使用する写真のサイズを教えてください。

提出いただく写真については、下記を参照願います。

- ① サイズ 縦 2.8cm、横 2.4cm
- ② ネクタイ、上着着用のもの又はこれに準じたもので、背景が無地であること。
- ③ 最近3か月以内に撮影したもの、カラー、白黒どちらでも可
- ④ 裏面に氏名・所属支部を記載のこと